

(様式 2)

鳥取県営ライフル射撃場の委託業務に関する事業計画書

1 管理運営の基本的な考え方

(1) 鳥取県営ライフル射撃場の指定管理者を希望する理由

ライフル射撃スポーツは「銃砲刀剣類所持等取締法」によって規制されるスポーツであり、第一義的にライフル射撃スポーツの知識を有する団体、個人によつて管理されることが妥当と考えるところであり、鳥取県ライフル射撃協会が指定管理者を希望するものである。

(2) 管理運営の方針

- 1 基本的には、鳥取県ライフル射撃協会会員（以下会員という）が主たる利用者となるものであり、会員の利用に対してはいつでも利用できる体制を取ることにしている。
- 2 会員以外で銃を所持している者については、所持期間の更新時に射撃証明書が必要であり、これを実施できるのは射撃場以外に無いことから、申し出を受けたら射撃指導員の指導のもとこれを実施することとしている。
- 3 収入の主たるものは会員の会費と使用料であることから、青少年を中心とした新規選手の発掘と育成を通じ会員の確保と増加をはかることとする。
- 4 支出は利用者に価格意識を徹底し経費節減を図る。

(3) 他の施設管理の実績

無し

（注）公の施設、同種の施設等の管理をされている場合には、当該施設名等を記載すること。

2 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

(1) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

射撃スポーツを希望する者に対して、知識の普及と実技（ビームライフル）の講習等を実施する。

自動販売機等の設置については、利用人数が限られることから利益創出の目処が立たないため、設置予定なし

(2) 利用者等の要望の把握及び対応方針

一般の利用者からの要望については、役員のところでとりまとめ、要望の内容に沿った対応を指導員が主として対処する。

3 施設管理

(1) 施設設備の維持管理、衛生管理の考え方

射場内の設備については、管理者による常時点検と、会員及び利用者に対しても設備管理の意識を持つよう指導していく。また、射場内は雑草が多く茂るので、都度会員等による草刈り、清掃と害虫駆除などをして環境を整備する。

(2) 外部委託の考え方

射撃スポーツという特殊性から、射撃場の管理を外部委託するということは考慮していない。ただ、管理棟の警備については警備会社による機会警備を今後とも継続していきたい。

4 料金設定

(1) 開館時間の考え方と設定内容

休館日を除き午前9時から午後8時まで

(2) 休館日の考え方と設定内容

毎週月曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

(3) 利用料金の考え方と設定内容

下記のとおりとする。

| 区分 | 利用方法・・時間 | 金額 |
|---------------------------|---------------|--------|
| スモールボア・ライフル射撃場 | 専用利用 1時間につき | 2,800円 |
| | 一般利用 1人1時間につき | 130円 |
| エア・ライフル射撃場 ビーム・ライフル射撃場 | 専用利用 1時間につき | 1,390円 |
| | 一般利用 1人1時間につき | 70円 |

(4) 利用料金の減免に対する考え方と設定内容

利用料の減免については、次に定めるところによる。

- ① 障害者及びその介護者が一般利用するとき。（鳥取県ライフル射撃協会（以下「協会」という）の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る）
減免率 10 / 10
- ② 生徒または学生が利用（専用利用するに当たっては、利用日の6日前から利用日までの間における申し込みの者に限る）をするとき。（協会の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る）
減免率 10 / 10
- ③ 70歳以上の者が一般利用するとき。（協会の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る）
減免率 10 / 10
- ④ 要介護者及びその介護者が一般利用するとき。（協会の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る）
減免率 10 / 10
- ⑤ 難病患者及びその介護者が一般利用するとき。（協会の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る）
減免率 10 / 10

5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応

(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

管理棟には、警備会社による機械警備システムを導入し、無断進入、盗難、火災の監視を行っているので、これを継続する。

退場時には管理者のもとで、火の元の点検、施錠等のチェックを実施する。

(2) 緊急時の体制・対応

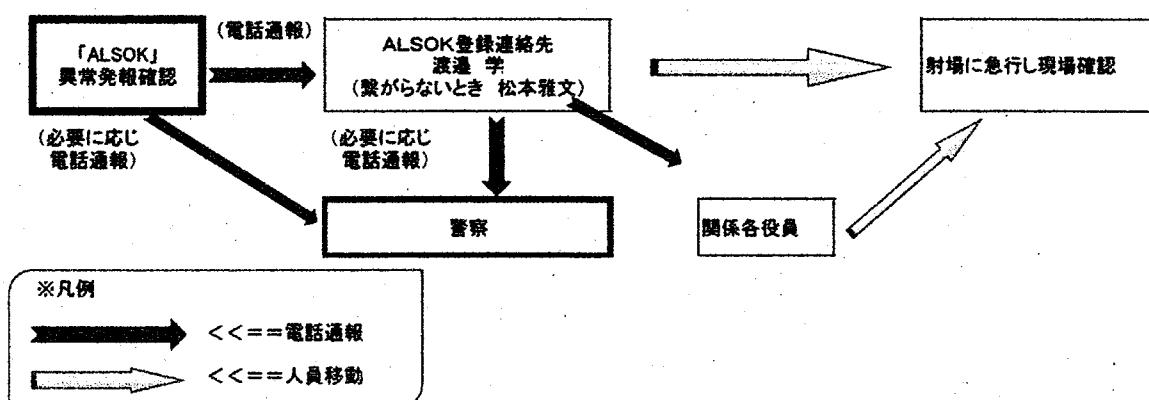
緊急時連絡網を作成し、これに基づき役員、会員への連絡を行い、集合の上対応する。

具体的な確認方法については次のとおり。

① 無人の場合

総合警備保障株式会社（ALSOK）による機械警備を実施し、異常時には射場管理担当役員に電話連絡するとともに、必要に応じて警察へ通報する。

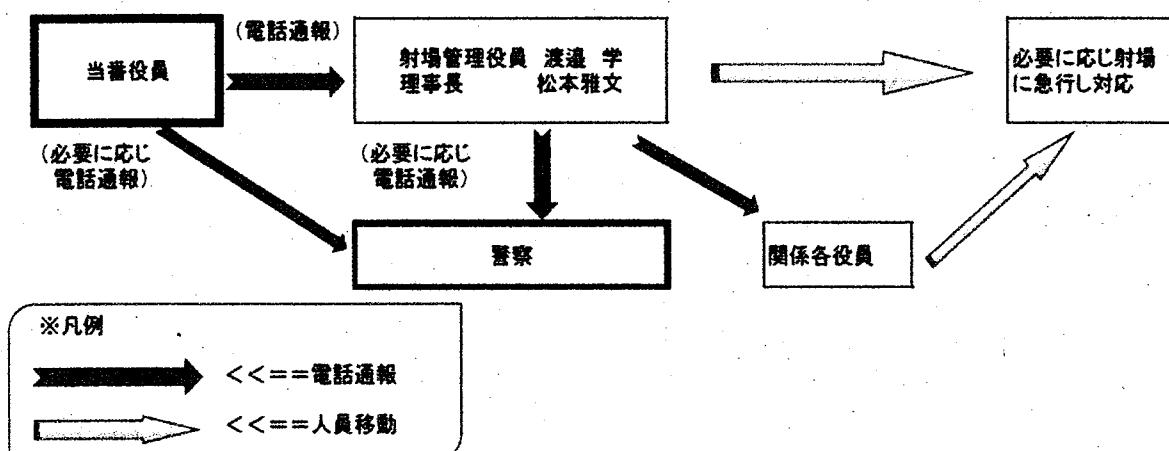
連絡体制図



② 有人の場合

当番役員から射場管理役員に連絡し、対応策を検討する。

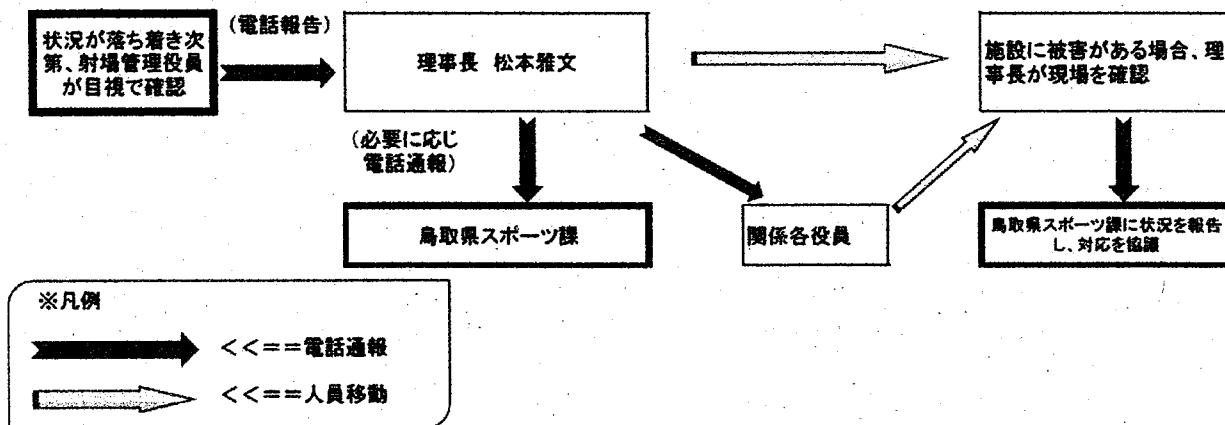
対応フロー図



③ 災害時の場合

地震・台風等災害発生後、射場管理役員が射場の状態を目視で確認する。

対応フロー図



(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

苦情等があった場合は、理事長に情報を提供し役員会に諮るなどの方法で適切に対処する。

6 個人情報保護等への対応

(1) 個人情報の保護への対応

県の条例の主旨を踏まえて必要な整備を行う。指導員等で受け付けた一般利用者の個人情報は、鍵付きのロッカー引き出し等に一時保管し、月に1~2回程度射場管理役員が回収して事務局長に引き渡し、事務局長のもとで保管管理を行う。保管期間後、焼却処分して、原則として公開しない。

(2) 情報の公開への対応

県の条例の主旨を踏まえて必要な整備を行う。管理面、経理面での照会については、書面による請求に対して事務局長において書面で回答する。

7 ライフル射撃の普及振興

(1) ライフル射撃の普及振興の考え方

ライフル射撃は「銃砲刀剣類所持等取締法」によって規制され、誰もが簡単に競技に触れられないという特殊性を持つスポーツである。

このため、ジュニアの育成については、規制のないビームライフルを使用し、射撃を体験並び基礎練習出来る場を提供して、競技への接点を作り、普及と競技者の育成をはかる。

(2) ライフル銃所持に係る射撃教習及び狩猟用空気銃所持者に対する指導

当協会射撃指導員（鳥取県公安委員会指定員5名）による射撃教習の実施及び指導

(3) ライフル射撃スポーツの普及振興に係る事業

1. 希望者に対し、随時ビームライフル体験会を実施する。料金は無料とする。
2. 各種イベント等において、ビームライフル体験記録会を実施し、競技の紹介を行う。料金は無料とする。

8 組織及び職員の配置等

(1) 管理運営の組織

別紙のとおり

(2) 人材育成

役員については、ベテラン協会員がその役職を担当しているが、現状は協会員がほぼ固定化しているので、数年前から若い会員の加入を推進しており、現会員の半数以上が小・中・高校生等ジュニア会員である。今後も新規会員の増加促進に努力するとともに、現会員のジュニア会員の定着と育成を進める考えである。

(3) 各構成団体の役割、経費に関する責任分担等に関する事項

該当無し

(4) 職員等の配置

協会役員を交代で土日の午前9時から午後3時の間射場に配置する。ただし、大会イベント等が実施される際は、複数の役員が集合するので、当番は配置しない。

火曜日～金曜日については、原則事前予約制とし、予約があった場合に当番役員を派遣し管理する。

9 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

該当無し

10 委託、工事の発注予定

射撃場管理棟について警備会社に管理委託。工事の発注予定無し

11 法人等の社会的責任の遂行状況

(1) 障がい者雇用

(注) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき、事業主は、一定の割合（法定雇用率）の障がい者を雇用することとされている。一般の民間企業は、法定雇用率2.2%が適用されており、常用労働者数45.5人以上の企業で、1人以上の障がい者を雇用しなければならないこととなる。

[申請書の提出時点において該当する項目に 点を付してください]

ア 常用労働者数45.5人以上の事業者であり、

法定雇用率を達成している。

(平成30年6月1日現在で管轄公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」の写しを添付すること。)

レ 法定雇用率を達成していない。

イ 常用労働者数が45.5人未満の事業者であり、

障がい者（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）を雇用している。
(障がい者雇用を証明できる書類を添付すること)

レ 障がい者を雇用していない。

(2) 男女共同参画推進企業の認定

(注) 男女共同参画推進企業：鳥取県男女共同参画推進企業認定要綱（平成16年2月9日男女第250号）により認定された事業所

[申請書の提出時点において該当する項目に 点を付してください]

男女共同参画推進企業に認定されている。（認定証の写しを添付すること。）

レ 男女共同参画推進企業に認定されていない。

(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度（TEAS）I種又はII種規格認証等

(注) 鳥取県版環境管理システム審査登録制度（TEAS）

：鳥取県版環境管理システム審査登録要綱（平成19年7月9日施行）により企業等の環境配慮活動を審査登録する制度。なお、TEAS I種及びII種規格については、鳥取県の認定する審査登録機関が、当該要綱に基づき審査登録を実施。

[申請書の提出時点において該当する項目に 点を付してください]

ISO14001又はTEAS I種規格又はII種規格に基づく環境管理システムについて

認証登録されている。（登録証等の写しを添付すること。）

レ 認証登録されていない。

(4) 家庭教育推進協力企業としての協定締結

(注) 家庭教育推進協力企業制度

: 企業・従業員をあげて家庭教育の充実に向けた職場環境づくりのため、自主的に取り組んでいただける企業（協力企業）と鳥取県教育委員会が協定を結び、協力しながら鳥取県の家庭教育を推進しようとする制度

[申請書の提出時点において該当する項目に 点を付してください]

- 家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会と協定を締結している。
(協定書の写しを添付すること。)
- 家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会と協定を締結していない。

(5) あいサポート企業等の認定

(注) あいサポート企業等

: あいサポート運動実施要綱（平成23年4月1日第201100000830号）により認定された企業又は団体

[申請書の提出時点において該当する項目に 点を付してください]

- あいサポート企業等に認定されている。（認定証の写しを添付すること。）
- あいサポート企業等に認定されていない。
- その他の地方公共団体の障がい者支援に係る類似制度の認定等を受けている。（認定証等の写しを添付すること。）

1.2 その他の計画等

(1) 管理業務の移行計画

継続業務のため、必要なし。

(2) その他（特記すべき事項があれば記入してください。）

